

この書面は、ご契約中の商品の「ご契約のしおり・約款」につきまして、一部追加・変更となった内容が記載されており
ますので、「ご契約のしおり・約款」本体冊子と併せてご一読いただき、大切に保管いただきますよう、お願いいたします。

保険法の施行に関する特則

アクサ生命保険株式会社

[この特則の適用]

第1条 この特則は、保険法施行前に締結された主たる保険契約（主たる保険契約に付加されている特約を含み、以下「主契約等」といいます。）に適用します。

2. 前項の規定により、この特則を適用した場合には、主たる保険契約の普通保険約款（主たる保険契約に付加されている特約の特約条項を含み、以下「主約款等」といいます。）の規定にかかわらず、この特則に定めるところにより取り扱います。

[保険金等の請求・支払の時期および場所]

第2条 保険金、給付金または年金（給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内（主約款等に保険金等の請求に必要な書類が会社の本社に到着した日からその日を含めて5営業日以内）に、会社の本社または指定した場所で支払います。

2. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要な書類が会社に到着した日の翌日（主約款等に保険金等の請求に必要な書類が会社の本社に到着した日からその日を含めて5営業日以内に保険金等を支払う旨の定めがある場合は、必要な書類が会社に到着した日。以下本条において同じ。）からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 保険金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合

保険金等の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金等の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) 主約款等またはこの特則に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項または保険契約者（以下「契約者」といいます。）主契約等の被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5. 保険料の払込の免除の請求を受けた場合、会社は、前4項の規定を準用します。

6. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、会社は、契約者または保険金等の受取人に通知をします。

[重大事由による解除]

第3条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、主契約等を将来に向けて解除することができます。

(1) 契約者または主契約等の死亡保険金（死亡保険金、死亡給付金、死亡年金その他の死亡給付を含みます。）の受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) 契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人が、主契約等の保険金等（前号に定める主契約等の死亡保険金を除き、保険料の払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(3) 主契約等の保険金等（保険料の払込の免除を含みます。）の請求に関し、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の請求の場合は契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(4) 会社の契約者、主契約等の被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約等の存続を困難とする第1号から第3号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によって主契約等を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、または保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者の住所不明等正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約等の被保険者または保険金等の受取人に通知します。

4. 主契約等を解除した場合、払いもどし金があるときは、その払いもどし金を契約者に支払います。

[保険金等の受取人による主契約等の存続]

第4条 契約者以外の者で主契約等の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による主契約等の解約は、解約の通知が会社に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 契約者もしくは主契約等の被保険者の親族または主契約等の被保険者本人であること

(2) 契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等(主契約等の被保険者の傷害または疾病に該当することを支払事由とする保険金等の場合には、その保険金等を支払うことにより、その主契約等が消滅するものに限ります。)を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。

4. 前項のほか、第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、入院無事故給付金、入学祝金または生存給付金(保険期間中にその支払いにより、その主契約等の保険料積立金が減少するもの限り、給付の名称の如何を問いません。以下「入院無事故給付金等」といいます。)の支払事由が生じ、会社が入院無事故給付金等を支払うべきときは、主約款等の入院無事故給付金等の支払に関する規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 入院無事故給付金等の額が第2項本文の金額に満たないとき

第2項本文の金額を当該金額から入院無事故給付金等の額を差し引いた金額に改め、前2項の規定を適用します。

(2) 入院無事故給付金等の額が第2項本文の金額以上であるとき

入院無事故給付金等の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、入院無事故給付金等の受取人に支払います。この場合、第1項の解約はその効力を生じません。

5. 非更新型家族収入特約、家族収入特約(01)、家族収入特約、家族収入特約(無配当)または年金払定期保険特約が付加された保険契約にこの特則を付加した場合で、第1回の特約年金の支払額の限度で第2項本文の金額に満たないときは、主約款等の特約年金の支払に関する規定にかかわらず、第1回の特約年金に加え、第2回以後の特約年金の支払に代えて、第2回以後の特約年金の現価に相当する金額を一括して支払います。この場合、当該金額を特約年金の支払うべき金額の限度とします。

[年金保険に付加した場合の取扱]

第5条 個人年金保険、変額個人年金保険、株価指数連動追加年金付予定利率市場連動型年金保険(米ドル建)、変額個人年金保険(米ドル建)、変額個人年金保険(06)、保証期間付終身年金保険または財形年金保険にこの特則を付加した場合で、前条第1項の解約の通知が会社に到着した時から1ヵ月を経過する日が年金支払開始日以後となるときは、前条の規定は適用しません。

[年金払定期付積立型変額保険に付加した場合の取扱]

第6条 年金払定期付積立型変額保険にこの特則を付加した場合には、第4条[保険金等の受取人による主契約等の存続]第3項の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

(1) 第4条第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第4条第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、第1回の年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次の(ア)から(ウ)までに定める支払うべき金額の限度で、第4条第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金受取人に支払います。

(ア) 普通保険約款第10条[年金および保険金の支払]第3項に定める一時に支払う金額(未控除危険保険料等があるときは当該未控除保険料等を控除した金額)

(イ) 前(ア)の金額がないときまたは前(ア)の金額が第4条第2項本文の金額に満たないときは、第1回の年金の支払額および前(ア)の金額の合計額

(ウ) 前(イ)の金額が第4条第2項本文の金額に満たないときは、普通保険約款第10条[年金および保険金の支払]の規定にかかわらず、第1回の年金に加え、第2回以後の年金の支払に代えて、第2回以後の年金の現価に相当する金額を一括して支払います。この場合、当該金額および前(ア)の金額の合計額

(2) 第4条第1項の解約の通知が会社に到着した日以後、当該解約の効力が生じまたは第4条第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、満期保険金の支払事由が生じ、会社が満期保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第4条第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、満期保険金受取人に支払います。

[限定告知型終身医療保険に付加した場合の取扱]

第7条 限定告知型終身医療保険にこの特則を付加した場合には、第4条[保険金等の受取人による主契約等の存続]第3項中「保険金等の支払事由が生じ」を「被保険者が死亡し」に読み替えます。

[年齢群別定期保険または新医療保険に付加した場合の取扱]

第8条 年齢群別定期保険または新医療保険にこの特則を付加した場合には、第4条[保険金等の受取人による主契約等の存続]の規定は適用しません。

[この特則の解約]

第9条 この特則のみの解約はできません。

[主約款等の規定の準用]

第10条 この特則に別段の定めのない場合には、主約款等の規定を準用します。

附則

1. 第2条[保険金等の請求・支払の時期および場所]は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が平成22年3月2日以後に発生した場合に適用します。

2. 第3条[重大事由による解除]は、平成22年3月2日以後に適用します。

3. 第4条[保険金等の受取人による主契約等の存続]は、同条第1項に定める解約の通知が平成22年4月1日以後に会社に到着した場合に適用します。